

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年12月10日

厚生委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時58分開会

○長沢興祐委員長 皆様おそろいですので、これより厚生委員会を開会いたします。



○長沢興祐委員長 まず初めに、私から記録署名員を申し上げます。

佐々木委員、山中委員、よろしくお願ひします。



○長沢興祐委員長 次に、議案の審査に移ります。

(1) 第120号議案から (3) 第122号議案まで、以上3議案いずれも債権の放棄についてを一括議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○福祉部長 おはようございます。それでは福祉部の議案説明資料の、2ページをお開き願います。

3件とも債権の放棄でございますが、まず1件目、こちらの案件でございますが、稼働収入や予備自衛官の手当を得ていたにもかかわらず、収入申告がなかったため、債権が発生したものでございます。放棄する債権は240万4,440円でございます。債務者が自己破産により本債権について免責の許可を得たことに伴い、弁護士、他の委員とする足立区債権等処理判定委員会に付議し、最近放棄が妥当との答申を得ましたので、議案を提出するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

こちらも生活保護費の返還のものでございますが、家賃収入を得ていたにもかかわらず、収入申告がなかったため、債権が発生したものでございます。放棄する債権は108万6,404円でございます。さきの案件と同じく、債務者が自己破

産により本債権について免責の許可を得たことに伴い、足立区債権等処理委員会の付議を得て、債権放棄が妥当との答申を得ましたので、議案として提出させていただきました。

なお、こちらの債務者につきましては、本年5月に亡くなられており、生活保護の受給は廃止となっております。また、今回放棄する債権以外に強制徴収債権がございまして、そちらについては今後、相続人の調査を行っていく予定でございます。

続いて10ページをお開き願います。

こちらについては、独り親の児童扶養手当、育成手当の返還を放棄するという内容でございます。こちら債権が発生した理由につきましては11ページの項番3にあるとおり、当該の方が異性と同居していたことが判明したためということで、その際、458万円の返還が決定されたところでございまして、今回放棄するのは、うち397万5,000円でございます。

13ページをお開き願いますと、この方、一部返還はございましたが、13ページの中段のところにございます、この当該債務者につきましては、今年の3月に脳梗塞を発症し、一時意識不明となり、入院をなさいました。それに伴い、そのお子さんが児童相談所に一時保護されたため、独り親の手当の受給自体を喪失となっております。その後、この当該債務者の方、全介助が必要な状態、要介護度5の判定を受けたということと、生活保護の受給中ということもありまして、債権等処理判定委員会に諮問したところ、債権放棄が妥当であるというところの答申をいただきましたので、今回議案として出させていただいたものでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○長沢興祐委員長 何か質疑はありますか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員 質疑ということではないのだけれども、それぞれ債権の放棄には相当の理由があることはよく分かるのですが、このお金、全部区民の税金だということについて、十分に理解しながら今後、こうしたことが起こらないような形で、貸付けをしていくと。生活保護の場合貸付けではないわけすけれども、形は同じですから、放棄にならないような形に是非ひとつ、努力していただきたい。

○長沢興祐委員長 求めますか。

○佐々木まさひこ委員 今の白石委員と同じような観点になりますけれども、3議案とも破産手続が行われて、免責が決定しているので、これはもう仕方がないのですけれども、例えばこの121号議案でも、いわゆる不動産の所得を確認したときに、本人に事情を聞いたときに、実質的な所有は元妻であると。元妻のところに家賃収入も入っていると。そして、連絡先が分からぬといふような抗弁を本人はしてるわけすけれども、それを真に受けたわけではないのではうけれども、実際に家賃収入を金融機関調査で確認したのは約8か月後になっております。

こういったことに関しましては、やはり、特に78条違反などは、厳格な形でしっかりと確認をしていただきたいということで、これに向けて今後、再発防止に向けて、どのような手立てを行っていくか、そこら辺のところをちょっと確認させていただきたいといふうに思います。

○足立福祉事務所長 今の御質問すけれども、不動産収入に関しましては、なかなか自己申告がないと判明しないといふようなことがございますけれども、今回は埼玉県の久喜市の方から情報をいただきまして、調査もなかなか挙証資料を上げてもらうまでにいろいろな時間掛かってしまうといふところがどうしてもあって、なかなか物理的に

難しいところがあるのですけれども、もう不正受給といふようなところが疑われる場合には、そのことをしっかり調査をして、なるべく早めに明らかにしていきたいという努力はしていきたいと考えております。

○おぐら修平委員 債権放棄のこの2件についてですけれども、これは以前から何回かいろいろ議会の中でも提案させていただきましたが、これは本人の口座の収入が自動的に分かる仕組みがあれば、こんなのもすぐにもうその瞬間に分かるわけで、ただ区としては、本人の届けのあった口座でないところも、本人名義の口座を各金融機関と連携して調べるシステム導入はしてあるということではあるのですが、ただやはりそれが毎月着実でないから、そのときのタイミングがやっぱどうしてもタイムラグが出てしまいます。こういうことが今後ないように、今あるシステムでは、そういう本人名義の口座、他人名義のものを使ってたらどうしようもない部分あるのですけれども、本人名義の口座はどの程度の頻度で収入があるか、内訳が分かるものなのでしょうか。

○足立福祉事務所長 預貯金調査につきまして、おぐら委員おっしゃったとおり電子化しますけれども、新規で生活保護の申請があった場合には、全部、本人名義のものを、ほかの金融機関も調べるのですが、その後、事務量との兼ね合いですけれども、今のところはケースワーカーの方が何かつかんだときに、隨時調査をしているような状況でございます。

今、本人名義の出入金が分かるシステムにつきましては、先行自治体の方が今年度からスタートしているといふうに聞いておりますので、その結果を確認させていただいた後に、研究検討の方をさせていただきたいと考えております。

○おぐら修平委員 私もほかの自治体で、そういう

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

これはあくまでこの御本人が申請の際なり福祉事務所とこの届出なりをして、やった口座なので、ほかに申告してない口座とか分からぬのですけれども、ただ今あるシステムは、本人名義のものが全部調べられる。先ほど足立福祉事務所長からも答弁いただいた、毎月、他の自治体でもちよつとこうやろうとしている毎月収入が分かるものと、両方一緒になったシステムがあれば一番いいのですけれども、なければまずは、ちょっと両方併記してやってみるのも一つの手なのではないかと。そうすることで二重チェックで着実にこういうことがもう起きないシステムに改善される。ワーカーさんの事務負担量も軽減される、何よりもこういった問題がもうその場すぐに発見されるわけなので、大きな改善になると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○足立福祉事務所長 確かに出金、入金があったときに分かるというのは非常に有効かなとは思うのですが、そのシステム自体がインターネットバンキングに登録しなければならないですとか、様々制約もあるようですので、費用対効果も含めて、そういうシステムが導入ができるのかというのを、確かに並行してやると効果的かなと思っておりますので、先行自治体の状況を確認させていただきたいと思います。

○高橋まゆみ委員 私も少しだけ、生活保護の資産状況が分かるという、前に一般質問でしたかね、お伺いしたときに、外国人に関しては、外国に資産があれば分からぬけれども、日本人だと分かるというような説明を受けたかと思うのですけれども、それはうそというか、違ったということですね。これは他県になってしまふと資産状況というのを一切分からぬということになってしまふのですか。

○足立福祉事務所長 今、恐らく高橋委員おっしゃ

っている預貯金調査の電子システムなのですけれども、一部金融機関の参入がない、金融機関が若干あるというところで、今おっしゃってるかと思うのですが、外国人の預金調査に関しては今、高橋委員おっしゃったとおり、外国の方で外国の銀行の支店があれば確認できるのですが、日本国内の金融機関については、預貯金調査で電子化している預貯金システムに登録してない金融機関については、こちらの方で、例えば受給者の方の生育歴ですか経歴を見て、その近辺、例えば地方にお住まいであれば、そちらの方に照会をしているところでございまして、システムに登録がないとしても、調査の方は掛けております。

○高橋まゆみ委員 そしたら、ピンポイントでしかできないということですよね。その方が関連のあるところしか、ピンポイントでできないということかと思うのですけれども。これ、資産ということもそうなのですけれども、最近区民の方から再三連絡が来ることがあって、他県で働きに行っていると、県をまたいで働き行つてると。そういう場合不正受給になるのではないかというようなことを問合せしてくる方、結構、たまにいらっしゃるんですね。そういうところも分からぬということになっちゃいますか。

○足立福祉事務所長 他県の場合でも、金融機関については、特に東京都ですか足立区に限ったわけではなくて、全国の金融機関がそのシステムに参入してますので、特にそこは問題ないですし、あとは今回も課税調査ですね、確認が取れたということで、これ毎年やってますので、課税調査で収入が分かれば、そこは不正受給があったのではないかということで確認が取れる状況です。

○高橋まゆみ委員 分かりました。

そしたら、もしかしたら、この日雇だったら分からぬということにも、現金でもらってるとい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うことになると、分からぬことになるかと思うのですね。私は結構、そういったところは訪問とかされてたこともあって、そんなことありませんよと答えてきたのですけれども、そのあたりはやっぱり行政側としても、区のお金を使ったりとか国のお金を使ったりして、お金を出していける側としては、もう少し厳しくやってもいいのかなと思いますので、是非よろしくお願ひします。

○長沢興祐委員長 そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員 ★★。

○佐々木まさひこ委員 可決でお願いします。

○中山ちえ子委員 可決です。

○おぐら修平委員 可決ではありますが、他の委員の皆さんからもいろいろと意見も要望もありましたが、そうした声を踏まえて今後の改善策を是非進めていただきたいと思います。

○高橋まゆみ委員 可決です。

○長沢興祐委員長 本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、議案の審査を行います。

第123号議案から第128号議案、以上6議案を一括議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○福祉部長 それでは引き続き、福祉部の議案説明資料14ページをお開き願います。

14ページ以降、全て指定管理者の指定の案件になります。

先にちょっと結論申し上げますと、全ての指定

管理者について、現状の施設を運営をしている指定管理者が引き続きが妥当ではないかという答申をいただいているところでございます。

まず14ページが、総合ボランティアセンターの指定管理者の指定になります。こちらにつきましては、15ページの項番4にありますとおり、現在担っている社会福祉法人足立区社会福祉協議会に引き続き指定を行いたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、24ページお開き願います。

24ページは、足立区ケアハウス六月の指定管理者の指定についてでございます。こちらにつきましては、25ページの上段にあります社会福祉法人聖風会に引き続きというところで審査会からは御意見をいただいているところでございます。

続きまして、43ページでございます。

足立区高齢者在宅サービスセンター西新井の指定管理者の指定でございます。こちらにつきましては、44ページの項番4にありますとおり、指定管理者の候補として社会福祉法人西新井だいわ会が候補として挙がっているところでございます。

続いて56ページでございます。

ここからは障がい者施設になります。足立区綾瀬福祉園の指定管理者の指定でございます。こちらは56ページ項番4にありますとおり、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会でございます。

続きまして、69ページになります。

足立区大谷田就労支援センターの指定管理者の指定についてでございまして、こちらは69ページ項番4にありますとおり、社会福祉法人あいのわ福祉会が引き続きということにさせていただきたいたと考えております。

最後になります。80ページが、足立区身体障がい者大谷田ホームの指定管理者の指定についてでございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

こちらにつきましても、項番4にありますとおり、社会福祉法人あいのわ福祉会に引き続きお願いしたいというふうに考えてるところでございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○長沢興祐委員長 何か質疑はございますか。

○佐々木まさひこ委員 私の方からちょっと気になったとこ1点だけ、すみません。

ボランティアセンターですけれども、この説明の中で、社会福祉協議会が15ページの税理士のコメントの中で、経営効率について最終赤字が人件費が増大して9,600万円の赤字になっている。一時的なものなのか、今後も続くものか注視すべきということに対して、コメントが付いてます。

この9,600万円の赤字について、この金額が大きいのでちょっと気になったのですけれども、この説明が、いわゆる四半期分の賞与の引当金として、これが次年度に繰り越すから、これだけの赤字になっている。これを2年間で解消しますよという説明なのですけれども、四半期分の賞与の引当金ぐらいで、それこそ1億円近い金額が、最終赤字になるのかという。逆にこの説明が加わることによって、はてなと思ってしまったのですけれども、そこら辺のところはいかがなのでしょうか。

○福祉管理課長 これについて事業者の方に確認しまして、説明のとおり、この9,600万円というのは、賞与の引当金分だということも確認しておりますので、その辺は税理士にも説明して、一見、処理上は赤字に見えるけれども、次年度に補填されるのであれば問題ないということのコメントはいただいているところでございます。

○佐々木まさひこ委員 ですから社会福祉協議会の決算資料を見ると、例えば令和5年度の職員賞与の総額で9,300万円なのですよ。何でこんな

金額になるのかなというのがちょっと疑問なので、それはきちんと、また確認して教えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○山中ちえ子委員 ケアハウス六月の指定管理者の指定についてなのですけれども、自立や、むしろ介護度状態ではない方、元気とは言わないですけれども、自立した生活ができる人を対象とした入所施設なのですけれども、こういったことで東京都のケアハウスということで私認識していたのですけれども、足立区が変わっていったというか、足立区に移管されて責任が移譲されている部分が出てきたということなのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 足立区ケアハウス六月は、開設当時から区の指定管理として開設し、運用されている施設であります。

○山中ちえ子委員 ほかのケアハウスに比べて六月は、本当に良心的な値段設定で、私はケアマネジヤーやってた頃は、かなりここを、ここはショートステイもやってますし、介護保険サービスの事業者としても幾つかやっていますので、利用者さんにとっては介護保険サービスで受けていたサービスから、その後にケアハウス入所となったときに、とても同じ場所の中なので、すごく安心が図られるということで、とても重宝してるというか、喜んで利用、私も紹介したりとかしていたのですけれども、今こういった年金の額に応じた利用料でほとんど入れるといったことで、良心的であり、ほかのケアハウスと違って安心の利用料なわけなのですけれども、そういう意味では、もう介護度が出ないと入所はできないという認識が結構ありますから、皆さん。

だから、例えば火事を出してしまいがちなところだけがちょっと困難だというような方だったりとかは、十分紹介できると思うんですね。それに周知が、私いつも説明すると、周知が行き

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

渡ってないなと思うのです。だから、むしろ介護度が出なくて自立が図られている高齢者が入所条件なのだということ、そして年金の額に応じた利用料で入れるのだよということをもっと周知していただきたいなと思うのです。

執行率というか、応募が多いとかということになってしまふとまた大変だと思うのですけれども、その辺の兼ね合いではどうでしょうか。

○高齢者施策推進室長 今、法人内のホームページで、このケアハウス六月が周知されていたのですけれども、やはり周知が低いというところで、独自にホームページを作ったりということで、事業者の方も工夫はしているところです。

確かにおっしゃっていただいたとおり、指定管理でありますので、収入が低い方も入れるというところで、段階も25段階に分けて利用料もやつておりますので、その部分も大きく周知をして、入りやすいような形を取りたいというふうに思っております。今入居はもう8割の入居率になっております。

○山中ちえ子委員 ありがとうございます。

是非、高齢者にとって安心・安全な入所対象がやっぱ広がる、今、年金の額に応じた利用料といったらもう特養しかなくなっちゃってますので、むしろ介護度状態にならない手前で安心した生活が送れるということでは、とってもいいものなので、周知を広げてほしいですし、その事業者のホームページだけではない周知を、あと福祉まるごと相談課なんかで絡んだ複雑な背景を抱えている困難な方だとか、つながるといいと思ってますけれども、その辺は相談を承る方々にどのぐらいそれが共有されているかといったところもはかって、充実してっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○高齢者施策推進室長 関連する所管にも十分周知

をして、区民の方に使っていただけるよう、周知広めていきたいと考えております。

○高橋まゆみ委員 69ページの綾瀬福祉園の平均給料を見ていて、確かに月額平均給料を上げてはいるのですけれども、そもそもかなり低過ぎると思うのですが、これはどのように考えられますか。

○障がい福祉課長 こちら、今回障がいの施設、他の法人の方の指定管理の方とも比較して、やはりやや低い傾向にございます。

ただ、こちらについては、東京都全体の方を請け負っている関係がありまして、23区以外にも支部も含んで受託しているために、やや多分低い傾向はあるのかなとは思っております。

ただ、法人全体はこうなのですが、綾瀬福祉園の方もちょっと気になります、私もちよと情報入手して確認したところ、一番最低で低い常勤職員でも400万円以上はもらってるというような状況でございます。

また、施設長レベルの管理職についても、80万円、850万程度の給料の状況ということは、私の方でも確認はしているところでございます。

○高橋まゆみ委員 分かりました。

物価高騰でやっぱりかなりきつい形になるのですが、ここを主導するのは区の方が主導していくかなきやいけないところなのかなと思いますので、引き続きよろしく★★。

○障がい福祉課長 やはり福祉人材の確保という点では、賃金の部分も非常に大きいと認識してございますので、こういった声があったことも当然法人の方にも、私の方から伝えていきたいと思っております。

今、綾瀬福祉園の施設長が、法人の副理事長も担っておりますので、トップの理事長にも頻度よく会ってるというお話を聞いてございますので、そういった場を使って伝えていければと思ってお

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ります。

○長沢興祐委員長 他に質疑ございますか。

○白石正輝委員 これも質疑というのか、今回の指定管理者の指定について、形は公募という形にはなってるのだけれども、実際には1事業者しか手挙げないと。公募する最大の理由は、複数の事業者が競争する中で、サービスを少しでもよくしてもらうための公募だというふうに思うのですが、こここのところこの指定管理者については、ほとんどが1事業者しか手挙げてないのですよ。そうなると、公募の競争という意味が全くなくなっちゃうというふうに思いますけれども、福祉部長はどうですか。

○福祉部長 白石委員おっしゃるとおり、全て今回議案で上げさせていただいた施設、手を挙げたのは1事業者です。その意味では競争性が働いていないと言われれば、おっしゃるとおりかと思いま

ただ、福祉施設という性質上、安定的にサービスを提供し続ける、そして頻繁に事業者が替わり、それによって利用者の混乱を招くということも、少しリスクな部分がございますので、担っていただいている内容に大きな課題等がなければ、引き続き担っていただけるいただけるということは、少し利用者にとってはプラスの部分もあるのかなというふうにも捉えております。

○おぐら修平委員 ちょっと先ほどの白石委員の質問と関連してなのですが、まずやはり、もちろんその福祉というこういう分野なので、それは手挙げられて実際に運営できる事業者が限られてるのを分かるのですが、とはいえども、やはり今回のこの議案全てがほかにこの公募が全くなかった1事業者のみだったというのはどうなのかなと。

先ほど福祉部長も答弁ありましたが、ただ一方で、ころころ、ころころ事業者が替わったら、そ

れは、もちろん現場も利用者さんも、それは混乱なりとかと、引継ぎだったりとかそういうこともあると思う。でもそれ担保するためには5年間という年月やっぱ掛けてるわけで、その答弁というのはちょっと矛盾してるのではないかと強く思うわけです。

こういったこの公募に際して、どういうふうに周知宣伝してるのか。こういったなかなか過去もこういう事業者が手が挙がらない。こういったことに対しての何か改善策、取組についてはどうなのでしょうか。

○福祉部長 恐らく、これはあまり詳細にほかのところと比較をしてるわけではないですけれども、原則的に指定管理者を公募出すときの手順にのつとて、周知をさせていただいてるところです。

一つ一つの事業でクローズアップして、こういう特徴があるのでというところを大きく宣伝をしてというところまでは、確かに至らないところはあるかもしれませんので、次回の指定管理者の公募の時点におきましては、その周知の方法も含めて、どんな改善を図れるかというところも含めてちょっと検討したいと思います。

○おぐら修平委員 そもそも、こういったこの福祉関係の指定管理者を公募するときは、どういった形で、区のホームページはいつも出てますけれども、公募の周知をされてますでしょうか。

○福祉管理課長 おぐら委員おっしゃるとおり、基本的に区のホームページの方で周知するという方法のみを取ってございます。

○おぐら修平委員 やはりこの事業者側も、もしかしたらそういう公募してるなら事業をやりたいなという思いがあっても、ホームページだけだとなかなか、足立区のホームページは物すごい量の情報量ありますから、そこで事業者がそこをつぶさにチェックして見付けて挙げるのかといったら、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そこはやっぱりクエスチョンなわけで、やはりどういう方法がよいのか。そこはちょっと公募に当たっての周知というのを今後、改善をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長 今のこの時点では、こういう改善方法があるということはなかなか申し上げられないのですけれども、例えばですけれども、こういう知的障がいの施設の指定管理というところであれば、今担っていただいている施設以外にも知的障がい者の施設を運営している社会福祉法人等がありますので、少なくともそういうところに情報提供するとか、検討の余地があるのか、その新しいところがやれるような体力性のところもありますので、挙がるかどうか分かりませんけれども、こういうのが話があるのでというような情報提供は差し上げた上で、結果どうなるかというところは考えられると思いますので、そういう形が取れるかどうかを含めて、今後、検討させていただきたいと思います。

○長沢興祐委員長 そのほかよろしいでしょうか。

各会派の意見を求める。

○白石正輝委員 全議案可決で。

○佐々木まさひこ委員 全議案可決でお願いします。

○中山ちえ子委員 全部、引き継いで継続ということで、社会福祉法人だということで地元からも信頼が厚く、そして横連携も豊かな内容で継続しておりますし、そういった点で賛成の立場で表明したいと思います。

○おぐら修平委員 可決で。

○高橋まゆみ委員 可決でお願いします。

○長沢興祐委員長 本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関退席]

○長沢興祐委員長 次に、請願・陳情の審査に移ります。

初めに、5受理番号8を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

何か変化ありますか。

○介護保険課長 特に変化はございません。

○長沢興祐委員長 質疑に入ります。

何かございますか。

○中山ちえ子委員 昨年、パンデミックに備えて、医療介護の充実や連携にとって、取組の変化があったと思うのです。それで、そういった中で医療機関が大変な状況にある中、医療介護の連携というところでは、大変行政の役割が求められるのだということでした。

地域医療構想に取り組んだ、当時の元★★局長のお言葉でも、今、構造面や財政面、それから人材面でも全く足りない状況だということなのですけれども、足立区の中では医療の疲弊というところで、医療介護の連携をするに当たって、大変苦労されている点とかもあると思うのですけれども、かなり代表質問でも私、取り組みましたけれども、その辺の取組の到達点というのですかね、教えていただきたいと思います。

○医療介護連携課長 御質問いただきました医療の疲弊等々、十分認識をしてございます。

医療介護の連携については、今年度すこやかプラザができまして、在宅療養推進協議会という多職種で課題等を話し合うものもできておりますので、そういったところで更に取組を強化してまい

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

りたいと考えております。

○中山ちえ子委員 細かい点で言えば、多職種連携を小さな単位でやっていけるようにということや在宅と入院時の医療との連携では、病院とソーシャルワーカーさんだけでなく、地域の在宅のケアマネの事業者もちゃんと入って会議をするというこの2点でかなりやっていきますというような答弁だったのですけれども、具体にはどんな感じでしょうか。

○医療介護連携課長 御質問いただきました、まず小さくやっていくという点なのですけれども、もう既に、包括が小さい単位で多職種連携を取り組んでまして、約20か所ほどの包括が取り組んでおります。

来年度からは、今まだ検討の段階でございますが、仕様の中にいて、25か所全てが取り組めるよう、検討を図っていくところでございます。

入退院相談交流会につきましては、2月に行われた入退院相談交流会でケアマネに聞いてみたことというところで、いろいろお話が出てきましたので、そういうものを材料に検討を進めていきたいと思っております。

○中山ちえ子委員 是非、是非積極的にお願いします。そこで出た大変な深刻な要望だったりとか、こうしてほしいとか、矛盾点だったりとか、しっかり拾い上げてほしいと思います。

それで、先ほど医療機関の疲弊というところでは、訪問診療に関わるところでの連携が難しくなってくるのかなと思ってるのですけれども、その協力というか、ネットワーク体制というところでは、どんな課題がありますか。

○医療介護連携課長 訪問診療の課題については、どんどん医療機関が増えているというのが実情でございます。ただ、関係者からやはり言われてい

るの質の問題でございます。

やはり中山委員からもおっしゃっていただいた、患者を真ん中に置いたというところが、あまり意識できないというところがありますので、そういったところに、今、医師会の会員になってるところは特に質というところ意識できるのですけれども、会員以外のところも巻き込んで取組を進めてまいりたいと考えております。

○中山ちえ子委員 是非お願いします。

やっぱり夜間の診療だとか、緊急時に対応しなきゃいけないとか、そういった働く環境というところでも共有して、一人一人の大変さ、医師の大変さを軽減していくということも、柏の方でやっている取組では、そういったことも勘案して医師とのネットワークを大変強化しているということでした。なのでお願いしたいなと思います。是非よろしくお願いいたします。

○長沢興祐委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員 今月の25日かな、足立区保健福祉推進協議会に多分、区長から次期介護計画の諮問が行われるだろうというふうに思いますので、取りあえず継続でお願いしたいと思います。

○佐々木まさひこ委員 次期の介護保険計画がどうなっていくのか、また、現在区で取り組んでいる介護職員の処遇改善策と国の施策の推移も、併せて検討しなければなりませんので、継続を主張いたします。

○中山ちえ子委員 採択でお願いします。

○おぐら修平委員 継続でお願いします。

○高橋まゆみ委員 ★★でお願いいたします。

○長沢興祐委員長 本案は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって、
継続審査と決定いたしました。

次に、5受理番号9を単独議題といたします。
前回は継続審査です。

執行機関、変化はありますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○長沢興祐委員長 質疑に入ります。
何か御質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。
各会派の意見を求めます。

○白石正輝委員 継続でお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続でお願いします。

○中山ちえ子委員 採択です。

○おぐら修平委員 継続でお願いします。

○高橋まゆみ委員 採択でお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに
賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって継
続審査と決定いたしました。

次に、5受理番号49を単独議題といたします。
前回は継続審査です。

執行機関、何か変化はありますか。

○親子支援課長 この間の国の動きについてお伝え
します。

11月14日に行われました国の養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会の第6回の会議の会議録が公開されました。

その中で、法定養育費については、子ども1人当たり月額2万円にすることと、養育費債権に付与される先取り特権、これは他の債権よりも優先して弁済を受けられる権利のことですが、この上限額については、子ども1人当たり月額8万円と

すること、これらについて異論はなかったということです。

そして今後については、これまでの議論の内容を踏まえて、省令の制定に向けた手続を進めることになります。

以上です。

○長沢興祐委員長 質疑に入ります。

何かございますか。

○中山ちえ子委員 この陳情では、共同親権が必ずしもドメスティックバイオレンスだったり、父母の合意がない中でも共同親権が強制されるというところで問題点が残っているわけなのですけれども、その中で足立区として、この執行に合わせて準備をということを求めていると思うのですけれども、その中で調査研究の着手状況や公的支援体制や相談体制の到達点をちょっと教えていただきたいと思います。

○親子支援課長 区の状況でよろしいでしょうか。
区としましては、以前もこちらで御報告したところですが、関連する部署とチャット機能を使って連携しており、タイムリーに情報共有をしております。

また、先日はお子さんと別居して居る側の団体の方、なかなか相談支援に結びつかない方の団体の生の声を聞くような会を関係する部署で催しました。そういうことを今しているところでございます。

○中山ちえ子委員 別に住んでる方の親のお話といふこともあるのですけれども、そういったもともと父母の見解が分かれてたりすることの中で、大変複雑な問題にもなっている方が多いのかなと思うのですけれども、そのために父母の交流だったりとかというところになってくるとは思うのですけれども、この子どもの人権を優先するということでは、子どもがこうしたいというか、子どもの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

イベントだったり、例えば野球の大会だったりとか、そういったものを優先するということになつておりますけれども、その辺の整備というか、問われたときの区の対応が正しくできるようにといった整備では、どのようなことがされていますか。

○親子支援課長 まずは法改正の内容を各部署で理解をして、どのような御相談に対しても的確にお答えしなければいけないということになります。ですので、また繰り返しになりますけれども、あらゆるところで御相談が来ると思っております。いろいろな課に対してですね。ですので、先ほど申し上げましたけれども、各課で連携をして、いわゆるたらい回しにしないように、各課が自分事と捉えて、まずは受け止めるというような体制づくりを今進めております。

○中山ちえ子委員 私ちょっと具体に進んでないのではないかという懸念があるのですけれども、そういった姿勢でいるということは分かりました。でももっと具体に進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○親子支援課長 今回の場合に、何かこの新しい事業を立ち上げなければいけないとか、そういうことが起きておりませんので、今の段階としましては、この法改正の内容を正確にお伝えする、例えば、皆さん必ず共同親権を選ばなければいけないわけではなくて、事情があれば単独親権も選べますよとか、例えばですけれども、あと子どもの面倒見るのが、土日はお父さんで、平日お母さんにするかとかそういう取決めもできますよとか、そういう法改正の内容をまずしっかりと相談支援に当たる職員が理解をしていることによって、今、中山委員がおっしゃられたような、不安というところを解消できるものと思っておりますので、今は確かにこの目立った何かを立ち上げてはおりませんけれども、関係する部署が連携をして、全体

で受け止めるという体制はできているというふうに考えております。

○中山ちえ子委員 調査研究の着手状況はどうでしょうか。

○親子支援課長 前回のこの会議でもお伝えしましたが、国が子どもの意見を聞く、それから反映していくという調査を開始するということで、3月にはその結果をまとめて報告するというようなことも聞いております。把握しておりますので、区が独自で調査研究をするというのは今、考えがなくて、国の方が的確に動いておりますので、その報告を待つというところで考えております。

○中山ちえ子委員 すごくその姿勢とか、国のやっぱりやってることをしっかりと参考にしていくといったところでは、本当にいいと思うのですけれども、もう今の段階で、各部署に届いてるそういう声をしっかりとその声を分析するとか、では一括してまとめてここに集中させようとかいうことが必要だよねとか、検討する材料にするということがされているのかなというのがちょっと疑問なのです。その点では積極的にお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○親子支援課長 すみません、目立った何かをしましたということがなくて、なかなかお伝えできるものなくて申し訳ないと思っておりますが、例えて言いますと、福祉事務所にいる母子相談員が、ほぼ最前線でDVの被害者の相談支援をしております。

具体的に言えば、母子相談員の集まる会に私も親子支援課の職員も行って現状をお聞きするというようなことをしています。ちなみにそのときには、今後の不安、共同親権になるということでお漠然とした不安というものは聞いておりますが、何かそのことについて深刻な何か悩みがあって、強力な支援を直ちにしなければいけないというの

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は発生していないということですので、繰り返しになりますけれども、正しい情報を伝えし、安心してもらうように受け止めるというところで、今は福祉事務所の方も対応しているというふうに聞いております。

○長沢興祐委員長 よろしいですか。

各会派の意見を求めます。

○白石正輝委員 継続でお願いします。

○佐々木まさひこ委員 共同親権に対する国の動きとか法廷養育費が2万円というような方向性、国のが今いろいろと動きがありますので、そういったことをしっかり確認をしながら進めていかなければなりませんので、継続を主張いたします。

○中山ちえ子委員 やはり他区で先進事例があるようになります、これにならってもっと積極的に展開していくべきだと思いますので、採択です。

○おぐら修平委員 継続でお願いします。

○高橋まゆみ委員 採択でお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数あります。よって継続審査と決定いたしました。

次に、5受理番号53を単独議題といたします。

前回は継続審査です。

執行機関、何か変化はありますか。

○感染症対策課長 特に変化はございません。

○長沢興祐委員長 何か質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見を求めます。

○白石正輝委員 継続でお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続でお願いします。

○中山ちえ子委員 継続です。

○おぐら修平委員 採択でお願いします。

○高橋まゆみ委員 継続でお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数あります。よって継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号11を単独議題といたします。

前回は継続審査です。

執行機関、何か変化はありますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○長沢興祐委員長 何か質疑はございますか。

○白石正輝委員 コロナワクチンだけでなく、今日まで、コロナワクチンに類似するようなワクチン接種というのはいろいろとあったわけですね。ワクチン接種は、基本的には後遺症を伴うという考え方でいいですか。

○保健予防課長 ワクチン接種した直後は、腕の痛みなり発熱などは一過性のものはございますけれども、基本的には短時間で済むというふうに言われております。

○衛生部長 後遺症といいますか、まずは副反応が出ることがあります。

後遺症として障がいが残ることに対しては、どうしても一部そういう方が出ることはありますが、その際に国や世界全体、日本であれば国で厚労省のところで利益と不利益を比べて、それでも利益があるとなった場合に、ワクチンがまず進められるようになり、その中でも社会全体に蔓延防止に効果があるとされるものが定期接種のAで、蔓延防止ではないけれども個人の重症化を防ぐ効果があるというものがB類となる、そういう基準でワクチンの方は承認されております。

○白石正輝委員 この請願を見ますと、コロナワクチンで1,000人以上が亡くなっているというふうに記載されてるわけですけれども、そのことは

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

厚生省が発表していることだから間違いだという気はありませんが、もし衛生部長、このコロナワクチンが接種されないままになってしまったら、コロナの流行というのは本当に抑えられただろうか。コロナによって亡くなる人の数というのは、1,000人や2,000人ではないというふうに私は思うわけだけれども、そのことについてはどう思うのか。

○衛生部長 私も同じように考えます。

日本はかなりワクチンの接種率が高かったので、世界的に見ると非常にコロナのワクチンの死亡率は低い方です。あんまりワクチンが進まなかつた国は、たくさんの方がお亡くなりになっておりますので、1,000人以上、もっとコロナ自体で亡くなる方の人数は増えたというふうに考えます。

○白石正輝委員 厚生省がなぜ発表してのかよく分からぬのだけれども、コロナワクチンで亡くなった人が1,000人以上いるということは、厚生省も発表していると。ということになると、例えば人口比だけ言うと、足立区は全人口の約200分の1いるのですね。そうすると、1,000人の200分の1というと5人、足立区でも5人程度はコロナワクチンの後遺症で亡くなってるというふうに、単純な計算ですけれども、足立区の状況はどうだったのですか。

○保健予防課長 足立区の場合ですけれども、死亡したということで、健康被害を訴えた方が全部で8人いらっしゃいます。そのうち2人の方は認定されております。

○白石正輝委員 かつて三種混合、それから子宮頸がんワクチンの注射にしても、マスコミで後遺症が非常に騒がれたという中で、三種混合の集団接種についてはやめたのですね。私たちはやったのですけれどもやめた。

結果的には、20代から30代にかけて、はし

かになる人が多くなって、しかも重症になるという中で、足立区もワクチンの接種を無料でやるようになったわけですよ。

子宮頸がんについても、そういう意味でマスコミ等の話題になって、子宮頸がんは一旦やめたのではなくて、打つことを奨励することをやめたのです。結果的には、若い人たちの子宮頸がんが増えて、またやらざるを得なくなってきたというふうに思うわけですけれども、コロナについて言えば、今、衛生部長言うように日本の場合は非常にワクチンが普及したという中で、コロナの大流行が抑えられたと。結果的には、コロナによって亡くなる、死亡する人たちの数が減ったというふうに思うわけですけれども、その点についてはどうなのですか。

○衛生部長 白石委員のおっしゃるとおりです。

○山中ちえ子委員 大変多くのことを何点か指摘している陳情ですので、今日はちょっと予防接種健康被害救済制度のことで質問したいと思います。

コロナ禍のワクチンによって、こういった救済制度を活用するということでは国が救済制度で追加予算を増やしている中、大変多くの人が、こういった制度を利用したわけなのですけれども、でも足立ではそういう点では少なかったということで、これが正しくちゃんと受けられてるかどうか、受けられてない人がいないかどうかとか、その辺の被害者の実態を調べるとか、そういったことももう求めている陳情だと思うのですけれども、その辺ではどんな感じなのでしょうか。

○保健予防課長 まず予診票を送るときに、説明書を入れてるのでけれども、その中に健康被害についての救済制度がありますというのを最初から記入してございます。

それから医療機関に実際の接種は委託しているのですけれども、その契約の中でも、副反応があつ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たらお届けしてくださいという内容を記載してございます。そのようにして周知してることでございます。

○山中ちえ子委員 でもこの陳情では、潜在的な被害者が数多くいることが予想されているということですね。これは情報開示請求で得た資料の中で、こういったことが言えるということをおっしゃっているのですけれども、法律上の基本的な予防接種に関する計画だったり、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済という役割を果たすべく、そういった案内に、紙に書いてあるからいいのだということではなくて、誠実に対応するべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○保健予防課長 例えばお亡くなりになった方の死亡の原因を調べするのが非常に難しくて、例えばワクチン接種した後でも、ワクチンによるものなのか、その疑いがあるけれども否定できないぐらいのものなのか、それとも別な病気なのかというの非常に難しいものがございます。ですので、こちらでも説明しますけれども、厚生労働省がデータベースを作りまして、健康診断とか、別の内容も含めたもののデータベースを作つて、全国的な調査ができるようにというのを、来年度実施する予定でございますので、そういったものをご利用いただきたいというふうに考えております。

○山中ちえ子委員 先ほどおっしゃいましたように、直接の原因ではないかもしれない。でもそれがきっかけになった可能性もあるかもしれない。いろいろだと思うのですよ。

私が以前も紹介したように、ひきこもりの方で、実は肝機能障がいがあったのかなというような方が、やはりワクチンありきで、ワクチンやれば感染しないのだというようなことまで広がっちゃうぐらいワクチンありきで広がった。もちろんそれが必要で、それによってコロナによる死亡が免れ

た方もいるというのは分かるのですけれども、そういう中で、そういう問題を持っている可能性のある、やっぱりふだん医療受診がされていない方が予防接種した中で、私はもう次の日に亡くなられたという方のことを、私はそのお母様から聞いて、たまたま分かったわけです。お母さんはやっぱりショックだったし、それをいろいろなところにお話しする勇気もないと、足立区に言うのもばかれるというようなことでおとなしくしたいというふうに、お母様はもう80代なので、そういう方もいるわけですよ。

だからやっぱり複雑だけれども、聞いてあげることによって、いろいろなケースがあったかもしれないというのが分かるわけではないですか。だからやっぱり、複雑だから聞くことはしないとか、違う病気で亡くなった可能性も含めれば、その方々の確率は低くなるとか言っているわけで、それを求めるわけではなくて、この陳情は、区の責任とかを求めてるというよりも、やはりこういう潜在的な被害者がいるかもしれませんよと、そこにどう対応していくかというの足立区問われますよということですね。そこでは、そういうお話をしっかりと聞いていくという体制も必要なではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○保健予防課長 もし副反応がありましたら、恐らく一番最初は医療機関に御相談されるのだと思いますけれども、そういうとこもございますし、もちろん足立区でも副反応の被害があれば御相談には応じますし、ということで、あらかじめ副反応があることは御説明しますけれども、もし何かありましたら御相談いただければと考えております。

○長沢興祐委員長 そのほかございますか。

○高橋まゆみ委員 今回、12月の5日に厚生労働

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

省の方から新しい数字の方が出てまいりました。新たに審議件数として申請が66件出ております。そのうち認定が18件、否認は46件、保留が2件となってます。総合すると、これまで1万4,514件、認定件数はもう1,056件になりました。この数字の中に足立区の方はいらっしゃいませんか。

○保健予防課長 12月5日付の予防接種の審査部会の資料からだだと思いますけれども、この中には含まれてございません。

○高橋まゆみ委員 この中には詳細を見ていくと、お年寄りだけではなくて、若い方、しかも12歳、13歳という、本当にお子さんですよね。その方が申請をされて、この場合は否認はされてますけれども、これなかなか因果関係が、この薬害に関してはやれないものになってます。

先ほど、確かに当初は未知のウイルスに対してみんなが恐怖を感じて、ワクチンというものをみんなが確かに求めました。これはもう否めないんです。私自身も、ぜんそくを持っているものですから、人より早く自宅待機を始めたという経緯がありますけれども、そのときは、確かに緊急性の高さから、オーバーラップ方式を採用して、早急にこのワクチンというものを決めました。ですが、それはあくまで、あの当時、本当にパンデミックという形の皆さんのが恐怖を抱いていたからこそであって、今はもう既に収まっています。

先ほどワクチン、感染予防効果があるとおっしゃってましたけれども、まずこれは否定されてますよね、厚生労働省の方で。重症化予防効果というものは、いまだまだ解明されてないと。これを悪魔の証明みたいなもので、打ったときと打たないときというのは分からぬのですよ。打った現実しかないので、ここはしっかり第三者的な目の付けどころといいますか、見ていかなきやいけな

いところだと思います。

ワクチンを打ったから思うのですけれども、ワクチンを打ったからかからなかったとおっしゃるのであれば、集団免疫が付いているはずなのです。1回、2回、3回、7回でしたっけ。打ってるのですから、ほとんどの人が打ってるのですから。でも、感染は逆に増えています。これもきちんと数字が出てますので、これは、もう集団免疫がついてなかった、ワクチンは効かなかったということになりません。いかがですか。

○衛生部長 現在のコロナのワクチンは、蔓延防止ではなくて、重症化予防の方になっています。それは、高橋委員がおっしゃるように、このワクチンは、一度打ったとしても、また新しいタイプのコロナがはやってくると、またかかるてしまうところがありまして、今、重要視されているのは、80歳以上の方でかかると、肺炎が悪化して亡くなる方が多いので、そういったお亡くなりになることを防ぐための重症化予防というふうに今はされています。実際に対象となる方は65歳以上の方となっております。

○高橋まゆみ委員 そのことも存じ上げております。確かに、お年寄りに対しては、ワクチンが一部は効くということも聞いたことはありますけれども、そもそもこのワクチンという言葉自体が、このコロナワクチンに関しては当てはまらないのではないかというふうに言われております。

これ、遺伝子を組替えしたもの、ワクチンというものの知見と、遺伝子組換えの知見というものは全く違うらしいですね、少し調べたのですが。コロナが収まった今だからこそ、本当に正当だったのか、正しかったのかというものは、調べていいかなきやいけないと思うのです。これは区のお金を使い、皆さんに推奨したこの足立区の責任だと思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

この請願に書いてあるように、前も言いましたが、最初はこのコロナワクチンというのは体内には回らないと言ってたのですね、打ったところにとどまって、そこで免疫を付けてというような説明があったのですけれども、実際に、立憲の原口議員は、自分のがん細胞を調べたときに、1年半もたっているのに、そのワクチンがまだ体内に残っていたということが実証されてるのですね。そういうしたことから、だったら、今、このようにもうすごい人数が出てきますので、1回そのロット番号、死者、死亡日や接種日、ロット番号、こういったものを検証する時期に来てるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○保健予防課長 恐らくワクチンの安全性についての御質問だと思いますけれども、そうすると高橋委員からも話がありましたけれども、ワクチンを打った方と同じ条件で打ってない方を比較しなければいけないのですけれども、そういうものを含めて健康診断内容なども含めて、全体として調査できるように厚生労働省の仕組みをつくるということでございます。

区独自では打ってない方の情報を持つてはおりませんので、そういうことで厚生労働省のシステムを使いたいというふうに考えております。

○高橋まゆみ委員 こちらの陳情に書いてあるのは、死亡した方のものを調べてほしいという陳情ではないですか。

○保健予防課長 死亡したものというふうに記載されてますけれども、死亡したこととワクチンの因果関係が分からぬ状況の死亡したことになりますので、それだと正しい情報が出てこないというふうに考えておりますので、ほかの例えば健康診断だとか、ほかの疾病があるとかという情報まで含めた上で分析していただかないと、正確なものは出ないかなというふうに考えております。

○高橋まゆみ委員 それを解明するためにも、調べていただきたいとお願いしてるのだと思うのです、この陳情者は。

何度も同じ返答になってしまって、もしも足立区として区民を守るための策、これを少し変えないかないと、このまま超過死亡が増えていしまえば、本当に日本自体が駄目になってしまいますので、是非よろしくお願いします。

○佐々木まさひこ委員 コロナによって亡くなられた方の数というのは、2023年は3万8,086人、2024年は3万5,865人、2025年のデータは出てないとは思いますが、おおよそ似たような傾向だと思いますが、区はコロナの感染は終息している。もう過去のものという認識でいらっしゃいますか。

○保健予防課長 いえ、今週も医師会の先生とも相談したのですけれども、まだ少しですけれどもまれに発生しているというふうに聞いております。

○衛生部長 今、医師会とは定期的に感染状況など私も確認しておりますが、収束はしておりません。まだ流行しています。その上で、予防接種なども今進めているというか、打てる環境をつくっているところです。

○佐々木まさひこ委員 いわゆる高齢の方の亡くなられてる方の中心的な方々というのは、先ほど衛生部長がおっしゃったように80歳以上の方、特に基礎疾患をお持ちの方が比較的亡くなられてるケースが多いというのは、我が党の秋野浩三参議院議員が、本会議でも厚生労働大臣に対してしっかりと周知をし、特にそういったリスクの高い方々にワクチン接種を進めていくように要望しているところでございますけれども、そういった意味では、まだインフルエンザ、今年大分はやってますけれども、インフルの死亡者数よりも約15倍ぐらい数的には多い、亡くなられる方が多いと

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いう現実はまだあるということがありますので、これはしっかりと進めいかなきやいけないだろうというふうに私どもは思っております。

この陳情の趣旨としては、基本的にはワクチン接種をして当日亡くなられた、若しくはその翌日に亡くなられた方というのは、恐らく因果関係が強いのだろうということで、そのデータが欲しいという陳情なのですけれども、再三、保健予防課長がおっしゃってるように、打たれた方と打たれてない方の全体の軍を見て、それを比較しないと正確な基本的に統計上の有意さ、どっちが優位かということが分からぬということになりますので、そういう理解でよろしいでしょうか。

○保健予防課長 佐々木委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐々木まさひこ委員 ですから、国がそういった予防接種データベースの構築を進めるということでございますので、これはしっかりとした科学的なエビデンスに基づいた結果がアウトプットされるというふうに思っていますので、これを待ちたいというふうに思いますけれども、区はそういう姿勢ということでおろしいですね。

○保健予防課長 それを待ちたいと考えております。

○長沢興祐委員長 他に質疑はございますか。

○おぐら修平委員 国の方で、このデータベースを構築するということ、それを待ちたいというような答弁も今までありましたけれども、この国データベースとのはいつに出来上がるものでしょうか。

○保健予防課長 現在聞いているところですと、来年の6月から実施するというふうに聞いております。

○おぐら修平委員 この陳情にもありますとおり、様々な自治体で独自にこうやって照合して調べてる例もあるわけで、浜松の情報公開請求して取り

寄せたこの資料でも、実際にこうやってワクチン接種の当日の死亡者9名、翌日の死亡46名、その他副反応云々とかいろいろありますが、やはり、直接6月まで国データベース待つのではなくて、こういう不安の声でそのエビデンス実際どうのかと上がってるわけで、やっぱできないわけではないわけで、こういったこの調査はなぜやらないのか、逆に何かそういう姿勢だからこそ余計に疑問を持ってしまうのですよね。だんだんこういうのは積もり積もってくると不信感になってしまふのです。

この陳情の中にも、この要旨の文章の中にも出でるとおりで、やはり区独自として調べる必要があるのではないかと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○保健予防課長 現在、ワクチン接種の履歴システムはあるのですけれども、その方がその後、お亡くなりになったかという情報の統計はございません。作るとすると全く新しく作ることになるということと、すぐに亡くなったからといって必ずしもワクチンではなくて、その理由がよく分からぬいというものがございますので、そういったことで死亡した時期とワクチンだけを抽出してしまうと、ちょっと全体としてはミスリードしてしまうかなというふうに考えてございますので、そういう面で厚生労働省のものを使いたいと考えております。

○おぐら修平委員 今答弁あったとおり、正にそれは個々のその方の状況によって、ワクチン接種日翌日に亡くなつたから、ではイコールワクチンでないパターンももちろんありますよね。でもそれは、その方の病歴、疾病、いろいろ履歴を遡つていって、いろいろな方々のこのエビデンスを集めていけば、大体傾向とか見えてくるわけではないですか。やっぱそういうことを深掘りして調査し

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ていただきたいのです。

単純に突合したから、その日に亡くなったからそれでどうか分かりませんではなくて、どうでしょうか。

○衛生部長 正におぐら委員がおっしゃるように、きちんと深掘りをするためには、区にあるデータだけではできないのです。

要は、その方がどんな病気だったかということも、区は国民健康保険のデータ、2割弱の方のもののはあります、社会保険の方のデータはございません。

今ワクチンの接種歴はそれだけで単独であるものでして、そのほかの区民のデータとつながっておりませんので、国の方は、今もともと社会保険も含めた、そういった国民健康保険、社会保険のデータのところに、ここには病歴とか、どんな薬を飲んでいるかとか全部ありますので、そこにワクチンの接種履歴を付けて、その上で死亡とかのつなげた大きなデータを作つて、それで全国的に評価ができるように準備しているということですので、ワクチンの効果が本当にあるのかとか、副反応が強かったのではないかとか、後遺症が出るのではないかとか、見えないものなので不安がたくさんあるのはよく理解しておりますが、きちんと精緻なデータで精査をするために、国のデータをいろいろな研究者が分析して、きちんとしたエビデンスが出てくるのを待ちたいと考えます。

○長沢興祐委員長 質疑よろしいですか。

各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員 継続で。

○佐々木まさひこ委員 継続でお願いします。

○中山ちえ子委員 データはないというふうに言うし、スクリーニング効果なんもあるから、ほかの病気がないかとか、そうではない、ワクチン接種してない人と比べなきやいけないとか、いろいろ

ろ言いますけれども、まずは、もやもやとしている方々の声を聞くことはできると思うのですね。

私も先ほどお伝えしたようなケースなんかは、ひきこもりのケースでした。そういったところで、お母様が大変苦しんでいたところ、たまたま私がお話を聞いてさし上げることができたからまだよかったですけれども、そういうことでは拒否する理由はいろいろ並べるけれども、積極的に何かこう思いに寄り添うということの努力は見られないというふうに言わざるを得ないと思います。

私はまたちょっと頑張って調査もしたいので、継続です。

○おぐら修平委員 採択です。

○高橋まゆみ委員 採択でお願いします。

○長沢興祐委員長 本件を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

〔執行機関退席〕

○長沢興祐委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

糖尿病対策に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○長沢興祐委員長 次に、報告事項を議題といたします。

（1）を福祉部長から、（2）、（3）を高齢者施策推進室長から、（4）を衛生部長から報告願います。

○福祉部長 それでは、厚生委員会報告資料福祉部の2ページ、3ページをお開き願います。

件名は記載のとおりでございます。

高齢者施設、障がい者施設に対しての物価高騰支援策でございます。

こちら上半期にも同様のスキームでやらせていただきましたものの、下半期分の実施の御報告です。

先般の補正予算の中で、こちら御審議いただきまして、補正の中で承認いただいたというようなところが予算付けでございます。

項番3と4に令和7年度の上半期の介護、障がい、それぞれの実績を記載させていただきましたので、準備が整い次第、下半期分についても、支給をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○高齢者施策推進室長 引き続き、資料4ページになります。

介護保険事業者支援施設使用者選定委員会の選定結果の御報告になります。

対象施設は、特別養護老人ホーム中央本町杉の子園、高齢者在宅サービスセンター中央本町で、法人は社会福祉法人杉の子になります。

選定結果ですが、100点満点中89.8点ということで、選定の結果をいただきました。委員会の中で主な質疑として、離職率のことを問われておりますが、職員との面談を増やしたり人事考課を工夫されたりということで、以前10%程度であった離職率が昨年度はゼロであったというよ

うなやり取りがございました。

続きまして、7ページになります。

令和7年度介護保険業務委託評価委員会の評価結果です。

こちらは、介護保険の窓口等の委託になります。

受託事業者は、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社、評価点ですが、50点満点中45.4点ということで、昨年度よりも1.6ポイント高い結果をいただいております。

評価委員会から意見をいただいておりますカスマラ対策の強化、それから作業効率を高めるためのAIの活用になります。

また、これまで御意見としてありました業務委託エリアの作業スペース、こちら狭いということでお話ずっといただいておりましたが、増加して労働環境の改善が図られたという御意見をいただいたところです。

以上になります。

○衛生部長 では、衛生部の厚生委員会報告資料の2ページを御覧ください。

東京都内共通受診方式による1か月健康診査、産婦健康診査の実施についてですが、現在は、これらの健診は自費扱いで行われておりますが、来年の10月からは、出産などにおける経済的な負担の軽減と、妊娠期からの切れ目のない支援体制を整備するために、東京都全体で公費負担をいたします。その実施に当たり、令和8年4月から9月にお生まれになった方の扱いについては、同一年度に出産した方に対して不公平感がないよう、前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○長沢興祐委員長 何か質疑はございますか。

○佐々木まさひこ委員 本会議でも質問をさせていただきました東京都内共通受診方式により1か月児健康診査、産婦健康診査の実施、これが10月

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

からになるということで、同一年度で4月から9月に出生された方、これはおおよそやるとすれば償還払いしかないのかなあとは思うのですけれども、どういったことを検討されてるのか、一応、検討状況だけ教えていただけますか。

○保健予防課長 東京都が調整はしていただいているのですけれども、システムの改修が10月からしかできないということなので、佐々木委員のおっしゃるとおりで1回医療機関でお支払いしていただきて、後で領収書を区の方へ持ってきていただいて精算するという、いわゆる償還払いの方法を考えております。

○山中ちえ子委員 私は衛生部の報告の点で、少し質問いたします。

今まで自費だった分が、子どもと母親の健診が無料になるということで、大変ずっと求めていたので、本当にうれしい限りなのですけれども、システム改定に伴って10月からということですが、4月からということで、もうやっているところはやっているわけで、足立においても10月を待たずにやれたらと思いますけれども、それは考えてはいないということですか。

○保健予防課長 4月から9月については不公平感がないようにということで、システムを使わないで、区の職員が手処理になるのですけれども、実施したいなという前向きに考えてることでございます。

○山中ちえ子委員 ありがとうございます。

本当に大変だと思いますけれども、今やっぱり物価高騰の中、やはり子育て世代がかなりの負担があるという中で、少子高齢化の問題にもいい影響の施策なのだということで思います。

それで、やはりこの産婦健診の中で言われている授乳状況というのがあるのですけれども、やはりこのとき一番、乳児とその母親の愛情を形成に

おいてとても大切なオキシトシンが分泌できるような母乳の状況をよくしていくということでは、かなり乳房マッサージが求められている方が多くて、これに自費負担となっているところで大変な思いをしていると。この回数だけでも乳房マッサージも含めて見てあげるということだと、すごく助かると思うし、この愛着形成、先ほど目的の中でもおっしゃられている、やっぱり新生児への虐待防止や、そして産後うつの予防にとっても大切だと思いますが、その点ではどうされますか。

○保健予防課長 産婦健診2回を予定してますけれども、その中には問診だけでなく診察が入っていまして、その中で乳房の状況等を確認するという内容が入ってございます。

また医師と直接やり取りをいたしますので、そういうところで何か問題点があれば、医療機関から区の方へ連絡をしていただけるようにしたいというふうに考えております。

○山中ちえ子委員 その授乳状況を見て、やはりこれは大変だということであれば、乳房マッサージの方の負担金分も見るということですか。

○保健予防課長 これは健診ですので、乳房マッサージというふうになると、こここの健診の状況から出てしましますので、有料になると思います。

○山中ちえ子委員 是非この機会に、やはりそういった方々への力を尽くすということでも、足立区はこういったこともやってくれるのだと、ほかは恐らくやってないと思うので、近隣では。そういうことで、やはり区にこれから時代を担う若い世代がというところでは、前向きな動きがつくれると思うのですよね。なので、これをいい機会に乳房マッサージのところでは、是非そこに手当を出すということを前向きに考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○保健予防課長 今年度から訪問型の助産師が自宅を訪問する産後ケアを実施してございます。その契約の中には乳房マッサージが入ってございます。

それからあと、子ども商品券というのを渡したりするのですけれども、それを使って助産所で乳房マッサージをしてるというのもございますので、そういうものを組み合わせて御利用いただければと考えております。

○山中ちえ子委員 是非お願いします。助産所はすごく少ないので、やはりそこへのより多くの方が支援に届くように工夫していただきたいなと思います。

あと、福祉部の報告の方で、事業者選定委員会の選定結果についてのところなのですが、杉の子園さんの対象施設使用者に関わる選定結果だということなのですけれども、6ページの方の委員会での主な質問と法人回答のところなのですけれども、ちょっと教えていただきたくて、キャリアパスを見直して、人事考課との連動を進めることを全職員に説明し、面談を実施したということなのですけれども、どのように見直して、人事考課との連動というのはどのようにやってるのか。ちょっと全然見えてこなくて、これが離職率ゼロになってるのだったらすごいことだなと。

キャリアパスは昇進昇給の条件を明確にすることで、社員にキャリアの道筋を示すものだというふうに認識してのですけれども、その点ではちょっともっと丁寧に教えていただきたいなど。

○高齢者施策推進室長 詳細についてはすみません、失念といいますか、そこまで細かく御説明というところはなかったというふうに記憶をしておりますが、ただ単に、その方の状況によってはお子さんがいたりというところで、長時間の勤務が難しいというような方もいると。そういう方に対しては、その方に合った短時間の勤務を選んでいただ

いて、そこの部分もきちんと評価するというようなお話はあったところです。その部分についても、職員との面談、それからヒアリング、意見を聞く機会を設けて、職員がどういうふうにしていきたいのか、どういうふうにこの施設の中で仕事をして、こんなふうになりたいのかというのはよく聞くというようなお話はいただいていたところです。

○山中ちえ子委員 本当に、多分その内容すごくいいのだと思うのですね。やっぱりそうやってコミュニケーションを取ることで、その方がどういうふうに人生を過ごしていきたいか。その中で、仕事に関わって自分がどうやって充実していただきたいか、今日よりあした、あしたよりあさってということで、前向きな思いに会社側が寄り添うということだと思うのですね。

先ほど、子どもがいたり長時間が難しかったりということで対応をすると、そこが評価されたということでもあるのですけれども、やはり短時間にすると給料が少なくなると思うのですけれども、また、正規職員か非正規職員かといったところでは、正規の保障は難しいということになりかねないと思うのですけれども、そこを保障するということですか。

○高齢者施策推進室長 山中委員おっしゃるとおりです。

○長沢興祐委員長 他にございますか。

○おぐら修平委員 福祉部の報告資料7ページの介護保険業務委託評価委員会の評価結果についてです。

7のところのこの評価委員の意見のところで、委託事業者としてカスハラ対策を強化していただきたいというふうに、正にこの評価委員会からのごもっともな意見指摘なのですけれども、ここについては、どういうふうに区としてこの委託事業

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

者に対してカスハラ対策のサポートと言えばいいのか、対策と言えばいいのか検討されてますでしょうか。

○介護保険課長 こちらにつきましては、やはり窓口業務をやっていただいている従事者の方が多いというところですので、しっかりとヒアリングを委員の方としていただいた際に、研修ですとか、そういったところがまだまだ十分でないという話を事業者の方からいただいておりますので、まずはそういった研修を実施していただくようにお願いしたいというところ。

また従業員の方が、どうしても窓口でお客様に対して対応していただいているときに、暴言ですか、場合によってはちょっと暴行を働くおそれがあるような、そういった威圧的な態度を取られるというようなことがある場合に、例えば職員のエスカレーションするですか、従事者の方の、もちろん責任者を通じてその方が対応していただいた上での話になりますけれども、そういったところで、場合によっては区の方でも対応できる部分はあるかなというところで、まずは委託事業者の方の中で、しっかりとそういった対応を取っていただくように、こちらから働きかけたいというふうに考えております。

○おぐら修平委員 カスハラ対策は、区の職員の中でもいろいろ今後、この条例も併せていろいろなマニュアルだったり研修だったり、区として職員向けにも整備していくと思うのですけれども、そういったものも一緒にこの委託事業者に対してやっぱり準用していくだとか、あとは、あくまで委託なので、そこで区職員が何か窓口でトラブルというか、例えば怒号を張り上げる、何かあったときに入っていけるのか、どこまでどう関与できるのか、そこもちょっと併せて協議をして、対策をしていただきたいと思うのですけれども、いかが

でしょうか。

○介護保険課長 おぐら委員おっしゃるとおり、そのあたりは区の研修の部分については、周知をさせていただいたりですとか、場合によっては緊急の対応などについての対応については、協議を委託事業者等々もさせていただきたいというふうに考えております。

○おぐら修平委員 是非よろしくお願ひします。

あと、ここの業務委託の会社なのですけれども、ここで受託事業者、ここで働いてる方たち、いろいろな窓口だったり中の事務だったりは、どういう賃金体系、どういう要件で働いてますでしょうか。

というのも、私この窓口委託に関しては、全否定までしなかったのですけれども、ただ、その窓口業務というのは、単発でなくてずっと続く業務にもかかわらず、大体この半年契約で派遣で働いてる方が多い。業務はずっと続いているのにその働いてる方たちが非正規で賃金上がるわけでもなく、主に契約期間、人によっていろいろなのですけれども、そこによっていろいろなのですけれども、期間限定の働き方はどうなのかということをこれまで何度も何度も苦言を呈してきたところなのですけれども、ここについてはどういう労働条件でしょうか。

○介護保険課長もちろん委託事業ですので、繁忙期等々ございますので、常時平常からやっていただいている方もいればスポット的に入っていただいている方もいるというふうなことは認識しております。その中で、現状区の方で把握している情報といたしましては、およそ今五十数名の方が従事をしていただいておりまして、もちろんですが、最低賃金の方、一番その方のキャリアですか、ポジションによっても時給等々変わってくるとは思うのですけれども、最低でも1,300円をキープしていただいておりまして、こちら東京都の最

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

低賃金を超えてるというふうには認識をしております。

○おぐら修平委員 ここで五十数名の方、繁忙期のそのときだけの短期の方は除いて、それはそれで必要なのは分かるので、そこは否定しないです。

この五十数名の常駐でいる方が何人正規職、何人アルバイト、何人派遣なり契約なり、その内訳。また時給に対しては1,300円超えてるということを伺いましたけれども、それ以外、細かい内訳はどうでしょうか。

○介護保険課長 正式な形の社員という形は、その中の4人というふうには伺っています。残りの方については、基本的にはパートタイムですとか、あとはそれに準じたような形で従事をされているというふうに伺ってまして、例えば窓口の方が18名ほど、4月の段階ですが、53人の方に従事をしていただいてまして、そのうちの18名の方が窓口、22名の方が認定の審査会に関わる事務ですとか、11名の方がそれ以外の内部事務に係る事務などを実施していただいているというところでございます。

○おぐら修平委員 ということは、パートタイムであるとかということですけれども、私が問題提起、これまでもしてきたそういう短期の雇用の方はいないという認識でよろしいでしょうか、繁忙期以外。

○介護保険課長 基本的には、我々としても安定した事務を行っていただきたいというふうに思っていますので、継続した形でやっていただきたい。実際来ていただいている方も勤務年数が長い方がかなり多いというところが実情でございます。

○おぐら修平委員 あとその方の、やはり年数積んでいろいろ仕事を覚えてキャリアアップしていくけば、それに見合った賃金が当然出すべきであります。

あと委託事業主と、その賃金がどうなっているのか。それは当然委託費の中にはいろいろ維持管理するための中のこの業務の費用も掛かりますから、やはりその方のキャリアアップ、また賃上げ、その点についてはどういうふうになってますでしょうか。

○介護保険課長 今回の委託の期間というのが今年度からスタートしております、6年間の1年目ということでスタートさせていただいております。前期と比べますと、約20%近く全体の委託費が上がっております。これはもちろん物価高騰に伴う部分ですとか、また、従事者の方の賃金等にも反映していただいているというふうな形で考えておりまして、当然ながらこの後も、その6年間の中で物価高騰等によって最低賃金がどんどん上がっていくというようなことがあれば、その都度、また事業者の方と協議をさせていただいて、しっかりとその従業員の方にキャリアに応じた賃金がお支払いしていただけるように、こちらとしてもお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○長沢興祐委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長沢興祐委員長 なしと認めます。

———— ◇ —————

○長沢興祐委員長 その他何かございますか。

○白石正輝委員 一つだけ副区長に伺いたいのですが、先般の本会議の質問の中で、金井君に対する質問があったわけです。金井康治君。副区長まだ生まれても間がない小学校に入ってませんから、多分、分かってないと思いますけれども、私が1期の終わりから2期の初め頃だと思いましたけれども、あのときの質問をあのまま聞いております

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と、足立区は障がい者が陳情に来ることに対して警備員を雇って、区役所でこの周りにフェンスを回して、これを拒絶したと。障がい者に対する足立区の考え方は非常に問題だというふうに取れるのですね。本会議はテレビでリアルタイムで区民が見られますので、あの質問に対しては少なくとも事実誤認ですから、このことに対してはつきりと、それは答弁の中で言っとくべきですよ。

私どもが聞いたところの話では、金井君の陳情が、当時ですよ。団体名で言うとちょっと問題がありますけれども、部落解放同盟に相談して、これを動員するのだということで、足立区はびっくりしてフェンスで囲ったのですね。

その少し前に、同和の陳情があったときに、まだ区役所でたばこが吸える時代です。区長室に灰皿が置いてあった。当時の助役、今の副区長ですけれども、副区長の言い方が気に入らないということで、クリスタルの重たいこのくらいの灰皿を助役にぶつけたと。それで助役がけがをしたということで、足立区が同和の陳情に対しては非常に敏感だったのですね。過剰に敏感だったのかもしれないけれども、そのことでフェンスを建てたのであって、障がい者の皆さん方が来るということで、それを拒絶したわけではないですよ。そのことは調べれば分かることだから、なぜちゃんと説明をしなかったのか。

副区長、そのことについてはどう思いますか。

○副区長 私も今回、答弁の後に詳細の方、私も確認をしている状況で、やはりそういった団体の要望があることに対して警戒して、バリケードを張ったというようなことは、当時の従事した方からの伝え聞きですけれどもお話を聞きました。決して区として障がい者の方を排除するような姿勢ではなかったというふうな話を聞きました。

ちょっと今、灰皿の話をここで初めて聞いたと

ころですが、その答弁も含めて、本会議の中で、やはり質問と答弁だけ、言葉だけで聞いてる方が誤解しないように、今後も詳細に背景等を確認をして、答弁の方は作成していきたいというふうに考えております。

○白石正輝委員 今まですごく気になったのですが、質問すると質問を認めるような形で答弁なのですね。もし質問が事実誤認だとすれば、それはちゃんと説明すべきですよ。そうしないと、区民が誤解しますから、このことについてだけは申し上げておきます。

○副区長 質問者の方と、その辺もきちんと意思疎通図りながら、正確な情報が区民の方に伝わるよう努めていきたいというふうに考えます。

○おぐら修平委員 生活保護費の窓口払いについてです。

厚労省からの通知でも、原則振込をするようにということになっておりますが、今ちょっと相談を受けている案件で、査察指導員の高圧的な態度で面談を拒否していたところ、窓口払いにされたと。家賃も代理納付だったのが代理納付もなくなったということなのですが、東京都からも以前、係長会とかでも、極力窓口はやらないようにということを言われてます。高圧的な態度というのが何を指すのか、どういうやり取りだったのか詳細まではこれからなので、そこは割愛しますが、原則これ振込ですよね。

もちろんレアケースで、金銭管理に課題がある方が、月に1回とか2週間に1回とか、直接この窓口払いしている例、私もいっぱい見てきましたが、今回そういう案件でないのです。振込が窓口払いにされた合理的な理由が全く見当たらないのですが、そういう指導をしているのでしょうか。

○中部第一福祉課長 基本的には、保護費に関してはおぐら委員がおっしゃるように、口座振込で対

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

応しています。窓口払いにするのは、特別な事情があるケースだけですので、全体としては少数だというふうに考えてございます。

○おぐら修平委員 そうですよね、特別な事情がある限りですよね。その特別な事情私も何件もいろいろなパターン見てきたので分かるのですが、今回、明らかに特別な事情に該当するわけがないではないですか。

いろいろな査察指導員なりワーカーなり、その当事者とのやり取りの中で、もちろん精神的な課題だったりとか、なかなかこうコミュニケーションがうまくいかなくて、連絡が取れなかったりとか、なかなか会ってもらえないなんていうのはよく私もそういう場面たくさん見てきました。それは文書で指示書を出せばいい話であって、何で窓口払いになるのでしょうか。これは個別の誰の事案か聞かないと分からぬと思うのですけれども。

○中部第一福祉課長 すみません、個別の案件になりますので、詳細を調べた上で、後ほどおぐら委員とも情報交換しながら回答させていただきたいと考えております。

○おぐら修平委員 あと、足立区は原則この御本人の否定しない限り、家賃も代理納付になって、これで家賃滞納も大分減ったと思うのですが、それもせっかくそうやって家賃滞納を未然に防ぐ形で、代理納付で不動産管理会社に直接振込をしていたものを、何でそれもやめさせられるのでしょうか。これも個別事案になるのですが、そんなルールどこにあるのでしょうか。

○中部第一福祉課長 申し訳ありません。やはり個別案件で、案件の詳細を把握しておりませんので、後ほどおぐら委員とも意見交換をさせていただきながら、詳細についてお答えさせていただきたいと思います。

○おぐら修平委員 ルールの確認なのですけれども、

家賃の振込を代理納付していたものが、そういう合理的な理由がないのに、代理納付でなくなってしまう。またその特別な事情、それは先ほど私の場合だと、金銭管理の課題を事例に挙げましたけれども、そういった誰もが納得できる、理解できる合理的な理由がないのに、振込から窓口払いになる、そういうルールは存在しないですね。

○中部第一福祉課長 おぐら委員のおっしゃるとおり、合理的な理由がない限り口座振込をやめたりとか、あるいは家賃の代理納付をやめたりというルールはございません。

○おぐら修平委員 もちろん、その御本人とその担当ワーカーなり、査察指導員の詳細な確認必要なのですけれども、御本人からの話を聞く限りですが、これどう見ても人質手法ではないですけれども、面談を強要するためにそういう手法を取っているとしか思えないのですよね。また後ほど個別に、御本人なり担当ワーカー、査察指導員と確認させていただきたいと思うのですけれども。こういう運用、これも詳細が確認必要ですけれども、これは明らかにおかしいのですよ。

こういうのは、よく私が何かそういう個別の案件で管理職の皆さんとか議会で言つても、結局言つた言わないで、はぐらかされておしまいということが多々あるわけで。だから私、録音可視化と何回もずっと言つてゐるのです。これはまた後ほど詳細個別に確認をさせていただきたいと思います。これも意見ということで結構です。

○長沢興祐委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○長沢興祐委員長 以上で本日の厚生委員会を閉会

いたします。

午前11時45分閉会

速報版